【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【会社名】	株式会社ココナラ
【英訳名】	coconala Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO　鈴木　歩
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番１号
【電話番号】	03ー6712ー7771
【事務連絡者氏名】	専門役員　国原　啓司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番１号
【電話番号】	03-6712-7771
【事務連絡者氏名】	専門役員　国原　啓司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2026年11月25日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年11月25日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、鈴木歩、小池政秀、齋藤太郎の３名を選任するものであります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、矢冨健太朗、肥後結花、今村健一の３名を選任するものであります。

第３号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

2025年11月26日開催の第14回定時株主総会において、金銭報酬として年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）にて承認可決されていますが、事業の多角化に伴い、ブランディング等の知見を取締役会の監督及び助言に一層反映させるため、社外取締役の増員に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の合計金額の上限（年額150,000千円以内）は変更せずに、そのうち社外取締役分のみを年額30,000千円以内に改定するものです。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

2022年11月29日開催の第11回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入及び2025年11月26日開催の第14回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に支給する金銭債権の総額を年額100,000千円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年400千株以内とする改定について承認可決されております。

本制度に基づき対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、これまで「３年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間」として承認可決されておりますが。今般、対象取締役が退任時まで当社株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、譲渡制限期間を「本割当契約により割当てを受けた日から、対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間」に変更するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件				（注）１	
鈴木　歩	89,535	3,747	0		可決　94.80%
小池　政秀	89,480	3,802	0		可決　94.74%
齋藤　太郎	89,486	3,796	0		可決　94.75%
第２号議案 監査等委員である取締役３名選任の件				（注）１	
矢冨　健太朗	89,647	3,635	0		可決　94.92%
肥後　結花	89,611	3,671	0		可決　94.88%
今村　健一	89,562	3,720	0		可決　94.83%
第３号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	88,436	4,846	0	（注）１	可決　93.64%
第４号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件	76,535	16,747	0	（注）１	可決　81.04%

（注）１．議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
２．賛成割合は、小数点以下第３位を四捨五入しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上